

▼INDEX

- 1 新規上場承認銘柄
 - 2 新規上場銘柄の値動き
 - 3 上場会社動画配信情報
 - 4 証券取引等監視委員会コラム
-

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4.を抜粋しております。

3 証券取引等監視委員会コラム

開示検査について(その4)

前回は、開示検査の課徴金納付命令事案について、対象企業の業種別分類及び不適正な会計処理の類型を概観したところである。今回からは、開示検査による課徴金納付命令事案における虚偽記載の中身について御説明することとしたい。

今回は、「伝統的」な架空売上げ案件を取り上げることとしたい。納付命令対象企業は、大証二部上場の卸売業者である。当社は、ある期において、▲15億1,400万円と記載すべき連結当期純利益を▲11億1,200万円と記載していた。これにより、課徴金300万円の納付命令を受けたものである。

虚偽記載の動機は、当社営業担当部長が、自らの営業成績を上げることを目的に、主に当社と取引先との間に協力会社を介在させ、冷凍魚を用いて循環取引を行うことにより、売上高を過大に計上するなどして、不適正な会計処理を行ったものである。

具体的には、

(1) 営業担当部長は、当社とa社との間に協力会社を介在させ、一定の粗利益率で利益を上乗せして概ね2～3カ月のサイクルで循環取引を行い、架空売上げを計上する等により利益を計上した。

(2) (1)よりも、さらに手の込んだ循環取引により、抱え込んだ不良在庫の含み損の損失処理を回避した。

すなわち、当社が正常仕入先から一匹100円で10万匹仕入れた冷凍魚が一匹80円台に値下がりしたとする。このままでは含み損の損失処理が免れないことから、(1)で活用した協力会社に、一匹103円で販売する。さらに、協力会社は、a社に104円で販売する。これで、協力会社に迷惑はかかっていない訳である。しかし、104円のままでは、だれも引き取れない。

そこで、a社は、市場価格に販売価格を引き下げ、80円で他の協力会社に販売する。他の協力会社は、81円で当社に販売する。これで、この在庫は、ぐるりと一回循環取引が実現した訳であるが、他の協力会社にも、迷惑はかかって

いない。

そして、当社は、市場価格並みの81円で購入した冷凍魚(本当は、以前に、正常仕入先から100円で購入したものを)、84円で10万匹、正常売上先に売却すれば、

イ)100円10万匹で購入した冷凍魚を、103円10万匹で売却

ロ)81円10万匹で購入した冷凍魚を、84円10万匹で売却

という二回の売上を計上することが出来、計60万円の売上げが計上される。

しかし、真実は、100円10万匹で仕入れた在庫が、80円程度まで値下がりしたため、不良在庫と化していたものであり、評価損200万円程度の計上を行うのが、適正な会計処理だったのである。

(3) しかし、(2)のままでは、a社だけは、104円で仕入れたものを80円で売却しているのであり、損失が発生するのみならず、そもそも購入代金が不足してくるため、こうした取引は行い難くなる。

これを補うため、当社は、決済資金が不足するa社に提供することとし、当社は、a社から商品を仕入れたように偽装し、運送業者を介在させ、当該仕入代金を上乘せした運送費を運送会社に支払うなどして、当該上乘せした架空の仕入代金により、a社に資金を提供したところである。

上記の事例は、当委員会事務局が公表している「金融商品取引法における課徴金事例集 平成22年6月」のp.95～96に、図解されているので、更にご関心のある方は、ホームページにも掲載されているので、ご覧いただきたい。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm#jirei>

さて、上記の事例は、「伝統的」循環取引による架空売上げ等の計上であり、一見すると、多数の協力会社等の介在により、大変複雑である。この複雑さが、「虚偽記載をしても、ばれないだろう」という誘惑につながっているのかも知れない。しかし、現実に摘発されていることを踏まえ、こうした取引も監視の目を免れ得ないことを認識し、自律的に適正な会計処理を行っていただく必要がある。極論すれば、どんなに複雑に循環させても、「無から有」は作り出せないものであり、どこかで、売上の実在性や資金の流れの異様さが浮き出てくるものなのである。

また、もう一点述べたいのは、こうした循環取引に介在している、協力会社の問題である。これらは、不適正な会計処理を自ら行ったものとして指弾されないかもしれないが、刑事告発の場合の共犯等の可能性については完全に払拭されるものではないだろう。しかし、仮に直接の指弾を受けないとしても、上場会社の不適正な会計処理に協力したという、市場及び投資家に対する道義的責任は消えるものではない。「仲間内のなれあい」的な意識で不適正な会計処理が助長されることはあってはならないのであり、仮に非上場企業であっても、適正な会計処理を行うことの意義を再度認識され、不適正処理に協力などしないよう努めていただくとともに、そのような動きが同業他社等にあれば、市場を守り、投資家を保護するため、当委員会への情報提供をお願いしたい。
*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後, 大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局, 証券取引等監視委員会, 検査局勤務を経て, 2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>